

平成28年度第2回 明石市市民参画推進会議 会議録

日時	平成28年7月25日（月曜日）午後4時から午後5時15分まで
場所	明石市役所 議会棟 第3委員会室
出席委員	田端和彦会長、弘本由香里副会長、衣笠泰博委員、倉谷育宏委員、桑原功委員、高岸益子委員、橋本浩司委員、森川乃梨子委員、山本洋子委員、吉川千賀子委員
傍聴者	5人
審議事項	市民参画条例の運用課題について
配布資料	資料1 平成28年度第1回会議での主な意見 参考資料 明石市市民参画条例平成27年度の運用状況報告について
事務局	コミュニティ推進部市民協働推進室

※委員の発言は、委員が所属する団体等の立場を反映するものではなく、委員個人としての意見です。

開 会

【会議次第】市民参画条例の運用課題について

- 平成28年度第1回会議での主な意見について、資料1に基づき事務局から説明。

○会長

本日の会議は三つのパートに分けて進めていきたいと思えます。

一つ目は、先ほど説明いただいた前回会議での主な意見について、不明な点などがあるれば、確認いただきたいと思えます。

二つ目は、5ページの政策提言提案手続について、前回からの継続審議ということでしたので、ご意見をいただきたいと思えます。

三つ目は、本日の本題になりますが、これまでの会議の取りまとめである答申書をつくっていききたいと思えます。

では、一つ目の前回出た意見の説明について、不明な点などはありますでしょうか。

○副会長

1ページのパブリックコメントの実施等について、各小学校区のまちづくり協議会を通して意見をもらうことも有効な手段だという意見が複数の委員から出ていましたので、そのことを追記いただけたらと思えます。

また、男女比率や公募委員の募集の問題に関しても、まちづくり協議会が窓口になり、人を紹介してもらう機会も増えてきているかと思えます。政策提案手続についても、同様のことが言えますので、そのあたりはもっと強調しても良いと思えます。

○会長

意見公募手続（パブリックコメント）の意見数を増やしたり、審議会の委員の確保などの場合において、地域に密着したまちづくり協議会等の組織を活用してはどうかという意見については、確かに前回会議で出ていたので、まとめに反映したいと思えます。

○委員

協働のまちづくりの取り組みがスタートしていますが、私の清水小学校区では、活動者の約半分が女性で、主にPTA、子ども会、防犯の活動に関わってもらっています。現在、まちづくり協議会の中に部会を立ち上げようとしており、部会活動を手伝ってくれる方を募集中です。ほかの校区においても、同様の取り組みが進んでいますので、まちづくりにおける参画の動向について、これから注視していく必要があると思えます。

○会長

住んでいる地域のことに関心のある方も多いので、まちづくり組織がしっかりしてい

ることは、市民から意見を引き出す上で重要だと思えます。

ほかに意見等ないようですので、二つ目の政策提案手続についての継続審議に移ります。ご意見、ご質問をお願いします。

○委員

市政相談専用電話や市民提案箱での提案や意見等について、受領後の処理はどのような流れになっているのかを教えてください。

問い合わせをした方が納得できる対応になっているのでしょうか。

○会長

事務局より回答いただけますか。

○事務局

市政相談専用電話と市民提案箱での提案や意見等については、市民相談室が窓口になって受けています。市政相談専用電話について、年間約1,000件の問い合わせがありますが、担当課はどこかという単純な問い合わせも含まれています。対応の流れとしては、意見や要望を市民相談室で受け、担当課につないで対応を協議した上で、返答しています。その内容が問い合わせをした方の意向に沿ったものかどうかは難しいところですが、できる限り、納得いただけるような説明の仕方はさせていただいていると考えています。

○委員

政策提案手続のこれまでの実績が1件ということについて、市民参画手続マニュアルの23ページに「政策公募手続は、市長等が一定の政策等に係る問題を提起して、市民からその問題解決の方法や政策等の案について提案を求める手続です。」とありますが、一定の政策等にかかる問題提起が実際に市長等から出ているのか疑問に思います。行政側から何らかの問題提起がなければ、市民としてはどのような問題があるのか捉えにくいかと思います。

○事務局

23ページの「政策公募手続」は市民参画の手法の一つで、現在審議いただいている広聴制度の手法の一つである「政策提案手続」とは別のものになります。

○委員

政策公募手続とは具体的にどのようなものでしょうか。

○事務局

政策公募手続については、例えば、一定の市所有の土地があり、そこに市の施設を建てる場合、どのような施設が適切であるかを市が問題提起して、広く市民に提案を求めるといった制度になります。

政策提案手続については、市からの問題提起に関係なく、市民から自発的に提案を出していただく制度になります。

○委員

行政に携わっていなければ、どこに問題があるのかが分かりにくいので、市からの問題提起があってはじめて市民から提案が出てくると思います。自発的な提案ということであれば、市民としては難しいので、政策提案手続のこれまでの実績が1件だけということとは理解できます。

○会長

これまで政策公募手続を実施した事例はありますか。また、どこの部署が所管しているのでしょうか。

○事務局

これまで政策公募手続を行った実績はありません。また、意見公募手続など、ほかの市民参画の手法と同様に各担当課の責任で実施しています。

○会長

市民が自発的に解決すべき問題を見つけて、その解決策である政策の提案を行うことはハードルが高く、市から問題提起をしてもらう公募型の方がハードルは低いのではないかという意見がありました。

○委員

先ほどの説明で、市民提案箱で受けた提案等を公表しているとのことでしたが、ホームページのみで公表しているのでしょうか。

○事務局

かなりのボリュームなのでホームページだけでの公表になります。

○副会長

政策提案を行うことは、政策や行政についての知識がない方にとって、ハードルが高いのは事実だと思います。しかし、今後、各地域のまちづくり協議会において、地域の

ビジョンを考えていく中で、中心となる方々は相当勉強していると思います。それ以外の多くの方においても、一緒になって勉強していくにつれて、市職員とまちづくりについて議論する機会も増えていくと思いますので、政策提案の内容として、何の知識もなく行う提案ではなく、一定の知識を持って地域課題を考えた上での提案という段階に上がっていく可能性があります。その意味で、協働のまちづくりの取り組みが広がる中で、建設的な提案が出てくるように、各まちづくり協議会との関係性を重視していく必要があると思います。

また、例えば、特区を活用して、ほかのところができないことをできるようにするといったことを地域レベルでも皆さん考えるようになってきていますので、いろいろな地域の情報が入ってくると、自分の地域でもできるかもしれないという話も将来は出てくるかもしれませんので、将来図をイメージしながら考えていくことも大事だと思います。

最後に、市民参画の各手法について、まだ周知しきれていない部分もあるかと思うので、機会があるたびに市民に伝えていくことも大事だと思います。

○委員

まちづくり協議会が地域活動において中心的な役割を担っていますが、そこだと市民に身近で意見も出しやすいので、地域としてより一層効果的な提案ができる形になれば良いと思います。

○委員

何か勉強会のようなものを開催しないと、市民は分からないと思います。

○委員

内容としては、苦情が多いと思いますが、苦情から提案に変えていくために、例えば、出前講座をするなど、市民の知識を広げていく取り組みを積極的に行ってほしいと思います。

○会長

皆様の意見を聞いていますと、政策提案の実績が少ない要因について、公開の場での意見陳述ではなく、課題を見つけて提案することが実は高いハードルではないかということでした。それについては、今後、協働のまちづくりの推進や勉強会などを行うことで変えられるという意見が主に出ていたと思います。また、市政全般というよりも、地域を絞れば意見が出やすくなり、いろいろと提案が出てくるのではないかという意見もありました。

○委員

暮らしている地域を良くするビジョンづくりは、机上の空論ではなく、地に足をつけて考えていく必要があります。例えば、学校と町内会など、いろいろな組織が連携して何か楽しいことをするところから入っていかないと、とてもしんどい話になってきます。難しいことを話し合っても楽しくありませんので、いろいろな垣根を越えて、意見を言っ、自分たちの地域のビジョンを広めていくことが大切だと思います。

○委員

男女や年齢層の比率も考慮しないといけないと思います。

○委員

魚住の方は、防災やため池などの取り組みにおいて、学校と地域組織の連携があります。清水小学校区では、明石清水高校の野球部やテニス部の方に地域活動に加わってもらうこともありますし、清水フェスタというイベントにダンス部が来て踊ってくれています。また、魚住小学校区では明石商業高校と、錦浦小学校区では明石高専とそれぞれ連携しています。

○委員

参画と協働と言うと非常に堅苦しいので、もっと遊び心を入れて、楽しくしていかないと、意見も出てこないと思います。

○会長

まちづくりにおいて、遊び心は大事だと思います。また、高校生などの若い人が地域活動に参加することに関連して、例えば、学校と地域が連携して活動する中で、生徒の名簿をどのように扱うかが制度的な課題として見つかって、それが政策提案につながる可能性もあります。このように活動を通さないと、なかなか課題も見えてこず、解決策についての議論も出てきませんので、これから活動が盛んになってくれば、もっと課題が見つかって、それに対する政策提案も出てくると思います。

○委員

広聴制度の窓口として、電話、ファックス、インターネットなどがあり、内容に応じて担当部署が対応するということですが、市長宛で意見等を出した場合、市長は読むのでしょうか。各部署でどの程度重要な扱いをしてもらえるか、市内部で情報共有する場があるのかが市民には見えませんので、どのような形になっているか教えていただけたらと思います。

○会長

自治体によっては、このような情報は全部データベース化して、職員に周知していると思いますが、そのあたりはどうなっているか教えていただけますか。

○事務局

市民提案箱で受けた意見等については、データベース化されています。陳情等についても、各部署において部長までは必ず報告され、きちんと対応させていただいていますので、担当者の段階で完結してしまうことはありません。

ただ、その対応について、意向に沿う回答ができる場合は良いのですが、意向に沿うような回答ではない場合に、感情的な部分できちんと対応をしていないと捉えられることはあるかと考えています。

○委員

意見等を出す側も回答が必要なら匿名ではなく、住所と名前を必ず書くなど、名乗ることは一つのルールですので、その点をもっとPRして、情報共有を進めてもらえればと思います。

○会長

広聴制度の各手続について、もっと見える化してほしいとの意見が出ました。市民としては、広聴制度があって初めて、政策提案手続という選択肢についても検討することになるので、広聴制度自体は今回の審議対象ではありませんが、関連する意見が出ました。

では、本日の本題のこれまでの会議の取りまとめである答申書についての審議に移りたいと思います。資料1の1ページのパブリックコメントの実施等について、まちづくり協働組織を活用してはどうかという意見がありましたので、取り入れていきたいと思えます。取りまとめのイメージとして、基本的には2ページの〈会長まとめ〉がある程度、答申のイメージになっていくということによろしいでしょうか。このあたりについて、ご意見、ご質問をお願いします。

○委員

先ほどの政策提案について、例えば、家の前の溝が子どもにとって危険、あるいは近所の高齢者の世話をどうしたら良いかという相談などとは、別ものと考えて良いのでしょうか。

○事務局

別ものと考えていただければと思います。

○会長

これは予防的措置の話で、例えば、団地の高齢者など、対象者が多い場合は、そのケアについての政策提案が出てくると思いますが、1件以下の場合は、個別相談での対応になると思います。市民として、社会的な課題があり、その解決の必要性が生じたときに政策提案を考えるという流れになるかと思えます。

ほかに意見等ないようですので、三つ目のこれまでの審議のまとめに移ります。まずは1、2ページの意見公募手続で出た意見の数が少ないことや、3ページの多様な意見を聞くための委員の男女比率又は公募比率の問題などを取りまとめたものが4ページの答申案になります。この点について、ご意見、ご質問をお願いします。

○委員

前回もお話したように行政の職員はその条例を必ず守ろうとしますので、もう少し柔軟に対応できるよう、ただし書のようなものを入れてはいけなんでしょうか。

○委員

特例などを入れてしまうと、その範疇をどうするかが難しく、担当が変わるたびに柔軟性の幅が違うという問題が出てくると思えます。

○会長

市民参画条例は性格上、行政を縛るものですが、その中でいかに柔軟に運営していくかについて、文面だけを守るのではなく、実質的なところをきちんと押さえないといいません。そこで、前回も含めて、具体的にどうすれば良いか議論しているところですが、行政を縛る側の市民がどこまで理解しているかが重要だと思えます。

○委員

前回の話で出ましたが、公募委員に応募する際の作文のテーマについても、もっと柔軟に対応すれば若い方や女性の方も応募しようという気持ちになるかと思えます。

○委員

市民参画手続マニュアルには、企画立案、実施、評価改善の各段階で、市民参画手続を対象者に照らして適切な方法を選択し、実施することが必要と記載されています。企画、立案、実施、評価のPDCAサイクルをきちんと回すということですが、各段階において市民に知らせていかなければ、なかなか市民から声は上がってこないと思えます。

○会長

説明責任をきちんと果たすことが、市民に関心をもってもらう第一歩なので、そこを

まず明確にしないといけないという意見だと思います。説明責任について、事務局としてはどのように考えてますでしょうか。

○事務局

基本的には所管課に任せていますが、この市民参画推進会議や自治基本条例検証会議においても企画段階から情報提供していくことの重要性は指摘されていますので、逐条解説に盛り込んだり、職員の中で周知するような形で、意識の向上を図っていきたいと考えています。

○副会長

4ページの二つ目の段落で、「意見聴取期間を確保するため、審議会の検討期間が短縮されるといったような、条例上の手続を実施せんとするがあまり、条例の趣旨を歪めるような事態が発生しては本末転倒です。」とクローズアップされて記載されていますが、そもそも問題はもっと大きいように思います。示し方としては、プロセス全体に市民が参画していけるような方法を考える中で、意見公募手続の実施期間についても柔軟に設定できるようにするなど、もっと広く捉えていく方が、特定の問題を指摘するよりも良いと思います。

○会長

意見公募手続だけが審議されるわけではありませんが、複数の参画手法の実施というところで、どうしても意見公募手続を連想してしまうということだと思います。

○委員

先ほどの説明責任について、例えば、プレミアム商品券が発売された際、一人がたくさん購入するなど、いろいろな問題があったと思いますが、そのような事業の反省会はあるのでしょうか。そこでどのような反省があったかを知りたいのですが、それが見えてきません。

○会長

事業終了時点での、評価や反省については議会で行っています。プレミアム商品券の発行は単発事業でしたので、次にはつながりませんが、一般的にはどうなっているのか教えていただけますか。

○事務局

一般的には事業の所管部署において、部長課長までの間で当然反省は行っています。議会での報告を行うなど、どこまで報告しているかについては、案件によって扱いが違

ってきますが、プレミアム商品券の件は出てきた課題も含めて議会で報告を行っています。ただ、反省という部分については、なかなか市民にまで伝えることができていないと思いますが、継続性のある事業の場合は、当然、次に反映をしています。どうしても気になってピンポイントで担当課に確認いただいた場合は、部署によって取扱いは若干違いますが、きちんと回答できていると思います。

○会長

P D C Aサイクルの中のチェック機能を議会が担っているケースが多いですが、日本の地方議会においては、市長は直接選挙で選ばれるので、行政の力が強くなっています。一方、議会には予算の承認や条例の制定などの立法機関としての役割に加えて、チェック機関としての役割もありますので、議会での質問が大きな反省材料になるケースが多いと思います。

○委員

4ページの答申案について、市民参画を成熟させるために行政職員の努力も必要ということが明記されていないので、専門家としてきちんと取り組むことが必要というニュアンスをどこかに入れていただけたらと思います。

○委員

市民参画についての市民の理解を深めるため、例えば、高校生向けの出前講座を行ったり、子ども会やP T Aの会合に出向いて市民参画制度のP Rなどを実施すれば良いと思います。

○会長

本来、市民参画とは何かを問題にするべきだという意見だと思います。条例制定後、形式的な問題が壁になっているということが事務局側の意見としてありましたが、条例だけに焦点を当てずに、そもそも市民参画とは何かを市民が理解しているのか、市職員がどこまでこれを踏まえているのかが重要ですので、その旨を答申の前文に、ぜひつけ加えたいと思います。

今回、条例で定める形式的な手続に縛られているという課題については審議しましたが、それ以前の問題もきちんと考えていくという面で、市民参画推進会議の役割があると思います。6ページの市民参画推進会議のあり方にも関連する話ですが、市民参画をどう進めていくのか、本当の市民参画は何かについての話をしなければ、最初のかげ声だけで、それぞれ考えていることは違うということになりかねないので、この会議のあり方においてもそのような観点が必要だと思います。

政策提案手続についても、もっと制度が市民に浸透してくれば、提案が出てくること

も多くなると思います。

○委員

30、40代の方は仕事が忙しく市政への関心が薄いので、20歳以下の若い方や高齢者にどのようにPRして、意見を吸い上げていくかが大切だと思います。

○副会長

6ページの答申案の最後の締め方について、市民参画推進会議の重要性をきちんと訴えておく必要があると思います。この文章だと煩わしいことはやりたくないというように捉えられかねないので、単に、表層的、形式的なことだけで終わるのでは意味がなく、もっと本質的な議論ができるようにしたいという趣旨を取り違えられないような文言にしていただければと思います。

また、今後5年や10年で、人工知能などの技術が驚くべき進歩を遂げていくと思いますが、参画の手法についても現在では予想もつかないほど変化する可能性があります。例えば、学会の会議においては、インターネットを介したビデオ電話システムが導入され、会議の場に来ることができない人はモニター越しに話をして参加するなどの取り組みが始まっており、体に障害がある方もそのような形で参加することもあり得ると思います。今後はこのようなことも踏まえた議論をしていく必要があるというまとめ方をしていただければと思います。

○会長

本日配付している参考資料の市民参画条例平成27年度の運用状況報告を踏まえてでも結構ですので、ほかに意見等がありますでしょうか。例えば、参考資料の1ページには各市民参画手法への参加者数が記載されているなど、いろいろ興味深い数字が出ていると思いますが、いかがでしょうか。

○委員

資料1の5ページの陳情について、以前、ある自治会が立てた犬のふん害に対する注意看板に、もし何かあれば罰則を科すという記載がありましたので、看板を見た住民から市へそのような看板はいかがなものかという意見が寄せられました。結局、看板の文言を変更するというところで丸く収まりましたが、些細なことで住民から陳情が出てくることがあります。

○会長

看板の文言を工夫することで、その効果が変わることはあると思います。ただ、陳情に至る前に住民同士で話し合えることは話し合わないといけないと思います。本来の陳

情は権利が侵害されるなどの事態において出てくるものなので、迷惑だからという理由で行うのとは違うと思います。

参考資料の運用状況報告について、毎年度作成しているのでしょうか。また、誰がこれを見るのでしょうか。

○事務局

毎年度、全庁的に調査を行い、その結果を市民協働推進室で集約し、内部資料として作成します。作成後は市のホームページで公開し、市民の方も見るできるようになっています。

○会長

兵庫県が作成している参画と協働関連施策の年次報告書について、結局、誰に向けて出しているのかが議論になったことがあります。もし市民に向けてであれば、市民が何に関心を持っているかを把握することが大事です。また、件数などの数字に加えて、総括としてその年度はどうであったか、あるいは庁内では運用実績をどのように捉えているかという視点が必要だと思います。

○副会長

行政が市民参画手続を実施する上で、どのような悩みを抱えているかという点も重要だと思います。

○会長

では、皆様から意見をいただいたということによろしいでしょうか。先ほどの話のとおり、答申の前文に条例の運用状況だけではなく、市民参画とは何かを常に議論しないといけないということと、それが参画推進会議のあり方にも関わるということは明記したいと思います。

○委員

市民参画の向こうの協働を見据えることも重要です。

○会長

ほかに意見等ないようですので、私の方で修正すべきところは修正して、答申としてまとめていきたいと思います。

では、連絡事項等について、事務局からお願いします。

○事務局

本日を含めて計3回の会議で審議いただいた内容を踏まえて、会長と相談しながら、今後の市民参画のあり方についての答申書をまとめていきたいと思えます。答申書については、市のホームページで公開し、委員の皆様にもお渡しさせていただきます。

では、本日は今年度最後の会議になりますので、コミュニティ推進部長よりご挨拶を申し上げます。

- コミュニティ推進部長より挨拶。

閉 会

○事務局

それでは、これをもちまして平成28年度第2回市民参画推進会議を閉会いたします。